二十八年紀事

三十五年九月廿日賣
香山蘭雪揚言

栗香藏

早稲田大学図書館
文書27
B 61

外交

そもそも初め青木さんの明治を收攬せんむる事
爾来を遂行し又青木と安排す
当初さんの御苦心を偲ぶ
英さん時奥さんの加藤高明を置く大隈
さん責さん嘱さん初めさん大隈
江藤さんの者さを遂行し青木さん以外
さん英さんさんの援さん
霞ヶ関官さんの清さん柳原前
序さん以西園寺さん柳原前

以て職掌を分つ事左の如し

内務

内務官ハ内務を経営せし山縣井上野村等

以て安排すへき者西郷品川副島等之を補佐

補佐せしめ芳川白根松岡等之を参補せ

以て補理し仰く可しと相談せり

兵事

陸軍ハ大山西郷仁礼樺山等之を担任し

海軍ハ山縣能く之を統御して川上児玉

等を以て聯絡を助け但し海軍ハ議論を

ハ於て難役少く自ら避くる之姿勢

会計

大隈以後ハ松方善く経畫せしか後

当局者の職務ハ野に於て見るへき者

稍一層を握らしむこと実ハ斯く可手なり

法律改革

山田之を任し山縣芳川之を佐く而して井

上毅西周等之を助け河野福岡楠本

芳川大木等之を補佐し職を専にす

外務

辛ニ組ヲ成シ　短命出力未遂
継テ井上馨担當シ青木之ヲ承ケ
又之ニ継グ陸奥之ヲ為シ　大隈乃チ有備豁達
継テ中道沮敗　挫折シテ未ダ調印ニ至ラズ

中央

其才最モ智力ニ長ズル所ハ伊藤自ラ任ジ
シテ説明切縷ヲ極メ　而シテ自ラ投立
富ニ基キ　政事ニ巧ミニ内閣ヲ
兼任シ　不可ナラズシテ之ヲ主宰シ　藩閥ヲ排シ
ある者之ヲ見テ孫子ニ比シ　内部之ヲ信ゼン皆

伊藤の如く而シテ○○ヲ識リタル者少シ
信用ヲ確クシ以テ皇城新宮殿
發布シ國會開設ヲ實行シテ一回之ヲ
ニ之ヲ主宰ス　其才智[illegible]兼年
而シテ國會開設ハ黒田山縣松方数氏
首相ノ地位ヲ去ルト雖モ　而シテ自ラ内
維新ニ亘ル文伊藤博文　自ラ於テモ
指導人物ノ如キ　三傑内閣ヲ継ギ
君側ノ元田老臣ニ至ルマデ老臣ヲ失ヒ以テ
其治ヲ来シテ逸難シテ[illegible]

地方長官に著府し紀州藩を伊藤に宍戸を賜い陸奥月ら之治決の勅を奉し是命ありて之を授伊藤井上時機を待て大逆謀を企てし伊藤ら拉致せんとするの報を紀州藩に黒幕を称せ我国の内閣を組織し黒田逓信山縣三司法井上内務を兼任し幕府を倒して伊藤の馬軍を衝突負傷せり井上首相代理議院首相候補者に選ばれ大

運動の嘴矢なり紀州藩の薩長土肥七年四月政府を朝鮮に派遣し日清戦争を惹起し日清戦争を解決し朝鮮に侵入し駐屯し大鳥圭介を兼任せしめ大鳥圭介は朝鮮廣島に乱を起し清国公使袁世凱と朝鮮に対し清国の宗主権を認めしめ日清戦争の結果清国は朝鮮の独立を認めしめ日清戦争の結果清国は朝鮮の独立を認めしめ日清戦争の結果清国は朝鮮の独立を認めしめ

北川清廷に来遊し朝鮮の出兵を請求し六月二日に出兵し日清戦争を惹起し我海軍の金山駐屯を強行し政府議会を解散して混成旅団を出兵せしめ大鳥氏八重

山鹿ヲ出テ五日ニ朝鮮海峡ヲ渡リ朝鮮ノ帰仕ヲ
九日仁川着ス其日ヨリ汽車ニ乗シ我海
兵ヲ引率シ入京ス仁川港ヨリ渡韓ス
一日漢城ニ到ル朝鮮初ニ改革ヲ企テ韓廷
ハ應急ニ相ヲ我公使ヲ韓廷ヲ説利ト脅シ
大鳥旅団兵ヲ七月大鳥公使ハ我海
軍ヲ三ヶ韓廷ニ向テ最後要求ヲ提
出シ其期限ヲ過キテ韓廷ヲ乃チ
ヲ公使ハ強保護置ヲ其ヲ傷ケ外
交断絶ヲ日国家ニ忠ヲ以テ明ニ通知

二十七年七月二十日
大鳥公使大院君
ヲ捉ヘテ韓兵ヲ撃退
同二十五日豊島海
戦及牙山成歓ノ
進撃
八月一日両国宣戦
ノ詔ノ渙ハ

ヲ
ヲ時大院君国王ノ父ニ依リ入朝ノ際韓
城ニ拒ム所ノ為ニ大院君ヲ捉ヘ
韓兵ヲ撃ツ我公使
傳ヲ豊島ニ海戦
我ヲ成ル八月一日ニ
ヲ成歓ヲ牙山ニ進撃
ヲ平壌ヲ攻撃シ第ヲ取リ我ハ海陸
大兵ヲ進ム

廿八年五月四日

[illegible]出て君を[illegible]人[illegible]

[illegible]曰く我[illegible]

[illegible]泄[illegible]

[illegible]日本[illegible]

[illegible]三国[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

黒田曰く河野ハ以前ほと違ひ殊ニ寛都ノ京都御
三氏ハ全く馬関條約と何ら関係を生せす郡
ミし批準ナラ近く来り候ハ何ラ直ニ款
載ノ馬関條約より外ニ何ら之ナ之厳
重ニ断り候
然ルニ昨日来電報及露國公使ノ批準
ノ日来
事電報セし来ル電報余ハ今日全額
之支払ヲ遣り候馬関條約ニ批准せ
度候也

余ハ黒田ニ話し許可を得た露と佛と獨ハ
の西安ニ於ける幾分の事件を請求その
賠償金を請求し且つ臨時の賠償を要求の聴
情を聴取るの事も宣言し承諾するを
斥
手の関係ニ続て之ら幹施すル閣下ハ
同意せられんや
君ハ我公使ニ説き子英国ニ電し三国ノ
之強硬ニ金ハ極めて拂ハ全ての復讐を避けて
機ハ来し西京政府ニ措置し得るの利害を

[illegible]

四月

[illegible]

所沢

[illegible]

一十七日午後豊後国馬関[illegible]

[illegible]

一十八日[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一英公使より井上芳電、[illegible]
[illegible]に中立を以て[illegible]
[illegible]電報あり

一井上より露国[illegible]三国[illegible]
[illegible]三国[illegible]
[illegible]

一此より外務省より広島[illegible]
[illegible]電せり

一野村内相広島より[illegible]
[illegible]

一廿四日此夜陸奥[illegible]
[illegible]伊藤[illegible]

一廿五日、此日台湾地より近[illegible]
[illegible]決定[illegible]

一廿六日此日樺山金州より[illegible]
[illegible]

一廿七日[illegible]広島より[illegible]
[illegible]

一聖上[illegible]
[illegible]

一廿八日

一廿九日

一三十日

一三十一日

[illegible]

西洋ハ皆白ク高ク高ク高ク

黒田ヨリ伊豫陸奥ハ国ヲ立テ[illegible]

西金橋旅館相模ヲ其間墻壁間

通ヲリ故ニ言フ如此

四月

一廿一日　黒田ヨリ直ニ樞密顧問官ヲ以テ面ノ[illegible]

[illegible]　永山村　伊豫院　黒田ヨリ[illegible]

黒田ヨリ[illegible]　白雪北ヨリ来ル　[illegible]

[illegible]ハ石掩　此ヲ列国千滝ナキハ北海

一廿四日　黒田樞密顧問官ノ郷[illegible]　○後神川村　高島ハ不来

此夜勝[illegible]ヲ[illegible]

一廿五日午前　勝ノ訳　[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]ノ如クハ石行　[illegible]ノ[illegible]ハ[illegible]

一二十八日（午前晴天。晩方雨。）河野主殿葬礼ノ事、桂屋ヨリ省ル

○桂屋ヨリ書ヲ送ル、黒田ノ事上京例ノ儀、三国同盟ノ事不正ニ付、会津ヲ攻ル、岩倉ヨリ会セヲ乞ル

一二十九日、桂屋ヨリ書ヲ送ル、三国同盟ノ事、黒田ノ儀ニ付ク

五月一日

五月二日、黒田ヲ伊藤陸奥ニ書ヲ送ル

三日

四日

五日、○弁ニ行

此夜西郷来ル

○廿八年五月十日廿三日入来

村伯ノ事ヲ話ス　廿七年十月六日伯爵ノ葬儀ヲ営ム

薩長一戦ヲ交ヘ大山ヲ進メテ早ク威海衛ヲ折ル清兵ノ月ノ覚ヲイマセト

大山曰ク、京ハ金州大東溝ヲ攻ル、ツ、ノ進撃ヲ命ジテ、中将ヲ以テ徳島ニ命ジ威海ヲ攻ル

而シテ山地ヲ進ム、山海関ヲ衝テ北京城下ニ

盟ヲ為スヲ期ス

川村曰ク、拙策ヨリ北京ヲ崩スハ東洋ノ崩スナリ

東洋の崩れは其禍日本に及ぶ自ら崩るなり其害は露英特に佛人皆之を防ぐ術なし唯先駆の為に浮び出たれば威海衛の衝を扼り日々此軍を收局するあるより軍は其收局の費を故に第二軍司令官より大本営に建策するの要あり

大山曰く出師の総督大本営の令を待つ我等如此事は不成なりと

川村

伊藤を説いて北京の衝を不得策なり以て早く威海衛の衝を此軍の收局するの佳

伊藤曰く我が軍人の御する能はず到底我力能せざるなり

川村曰く君に有相なり此全局の見況や財政の左右なる軍事は財政に因て進退する何の不能と言ん

伊藤曰ク然ラハ共ニ議セント
川村答ヘ曰ク山上樺山ノ説ノ山海関最早結氷
軍艦ノ入ル可ラス
樺山茅曰ク第二軍目下問合スベシ
川村曰ク年ノ表ハリ今ノ時已ニ氷結ノ時ニ在リ
何ノ問フノ要セン
樺山茅曰ク軍隊乗船ニ仍テ問フ
ノ要スト

手ヲ電報ノ第二軍ニ対シ問ヒシニ山海関已ニ氷
結セリト於是威海衛進撃ノ議決ス
予曰ク山海関若シ氷結セスハ進撃如何
川村曰ク氷結セズハ山海関ニ向フナリ
第四号ニ付キ
孤島威海衛ヲ調ベ打破シ戦艦ヲ分捕シ
直ニ山海関ニ向ヒ軍略ヲシテ以テ罰ス
ベシ外隙ヨリ攻メ威海衛ノ川岸ヨリ攻ム

共八年八月

一月或伯耆の国出雲候欽命ゟ
三等探偵ゟ当停観方ゟ被
命ゟ出張ゟ諸ゟ見ゟ伊勢山縣し
陸奥ゟ伊勢山縣し自書賛ゟ
言ゟ大山西郷ゟ或ゟ
解説の際し使ゟ書ゟ伊勢
諸ゟ移ゟ伊東ゟ或ゟ未ゟ備考

綱領を西国方会議の方へ廻し
内務方野村茂行君より書面を以
て昔日とは違ひ成業の進歩
を待たるるの大勢に付き
博覧会せんとの事成るべく伊勢山縣
事に黒田に譲り呉れ度
旨なれども自費を以て
伊勢山縣前後の勢に
熱意を辞し黒田
に行き走を要す伏案するに
黒田に異論を唱へ
ざる。他の黒田周旋
後を為す所口熟
計策を要す
熱意を成就せ
ん事を願ふ後一日
を辞し湘南に

退避し土方芳川ホ歌知先つ森造
内閣法官人森造黒田と宅を合白
為て黒田自ら森造を煙を取て第
場に臨の行き伊藤を流す公爵
条内拝謝八月書心来る形勢の
日事に尊東遠ず仕問題を白
驚き伊藤を非難しを極伊藤
面を殺伐の如顧を拝辞を
為んと欲するに時機を来すの秋
に当り時を失て取べき丈のあか
為取て人臣に堪ず堪ずの直に
組閣他の結局を為す為を
一身に辱を受を第に長策を
陸に出馳奉に供し拝辞を直て

[illegible]井上[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

南洲[illegible]使[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大山曰ク露国日清ノ事始ルヨリ漸ク[illegible]
ヨリ兵隊ノ八千人許浦賀ニ滞留ス
同港ニ異人ノ祭ヲ行フ

軍艦ノ三十二艘ヲ廻送ス

先年露ノ本国ノ遣難ハ異事竟悪感ヲ醸セシヨリ
陸軍ハ怒ルニ足ラス今ノ際レペリヤ歩道ハ出来ズ故ニ
露ハ一騎打ニ不相成 獨佛ノ語ライ来ルヨリ露
日本ハ勢ヒ當ル能ハス 遂ニ降参ヨリ異ル

川村曰ク此度盛京ヲ欽ハ露国人ニ代テ書ヲ
考レハヨイ。今露国政府ハ欽州ニ於テ武力ヲ專ニシタル能
ハズ故ニ数年ノ工夫ニシテ鉄道ヲ造ル共
東方ノ肝要ナル所思ハルヽヨリ盛京ヲ遼湾ニ掛ケ
テ支那ト日本ニ流事ヲ播成セシハ露十年
ノ計ニ後ニ成リ日清ノ利成ルヤ浦ガス
港ヲ氷結シ東方ノ利ハ日本ニ占領セラレ
ヤリ露今浦ヲ港ニ氷結シテ軍隊ヲ相成
始メ朝鮮ノ永興湾ヲ占領セン事ヲ考ヘ永興
ハ一旦露ノ手ニ入ラスハ貿ニ日本ノ事
ヲ今ノ内ニ朝鮮ヲ英佛ノ保護国ト
為スヤウ思フ
露ノ東方ニ志ヲ久シク既ニ今日本盛京
省ヲ占領シテ大事遼湾ニ鉄道ヲ敷設スルヤハ
露国ノ為メニ大不利益ニテ日本ハ露ト戦
フヤハ免ル能ハス然ラハ今ノ際ニ當リテ

占領地ヲ清国ニ返スハ上策ナリ
朝鮮到底露ノ禍ヲ免レス然レ此度ノ戦
捷ハ朴氏等ハ已ニ露ヲ撤ラセラレタルヲ
金宏集奥光中等ヲ誅シ去リ閔永駿
閔泳翊等閔妃ト同党センノ智ト
成リタリ賢ト危ト相成リタリ此ヲ
到リ我井上公使ハ撤兵ヲ申シ
ヲ

馬関媾和条約
伊藤の為国民横死に到ら長崎屋其他清国人等
殺害賠償を心配致候て伊藤を和
め和兵を利を後人を伊藤
唯陸奥に指嗾を為に撤兵
却て伊藤を共に七人を情実あり
伊藤を嫌忌て不懐国機密を
出策到底を非策とし
を決断をあり今償金

北策ハ
[illegible]
[illegible]

[illegible]

伊勢山縣[illegible]　西郷[illegible]　[illegible]

野村[illegible]　[illegible]　播州[illegible]

別[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]　[illegible]　[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

謀ら高島樺山皆海軍ニ在職せり
野津未治ら高島之推す所にて后囲而松方ハ
ゆゑら薩摩出身なり後之参遊る事還る後に并一挙実
下山力地ハ皆薩藩ハ第二すら　昭鮮甚だ漏
薩藩第一ら　甚だ穩ならず劉永縄ら鹿児島
鮮ハ閉戸黙居再燃しら光ハ未だ我井上公使ら
要路に在る事を樹立しら松方を退く退け
大隈辰之介僅か全然撤去退けて関添騒
ちち卯の刻ら抛棄せしめんとす　幸に井上之

性情之関係ハ甚だ複雑なる者なり如奉中縁えん之如
来遊事實甚た善後策ハ如此る次長ハ鮮之
而ら往ら閲錢之種々の隠謀ハ皆外山節九回
之帝国識官ら発動党之承けて伊藤井上ら
諸ら自由党ハ結托し信頼之関係ありしもの
畢竟　排斥道中ハ兎に角非常の収攬
ノ白　伊東巳代治ハ機密を行ふ為にら高島尖
野党ハ板垣ら提携ら白昼甚だ不穏大隈ハ付
林ら関係雑誌を紀ら井上之秘密を暴露し三浦

[illegible]

[illegible]十月[illegible]韓[illegible]奇[illegible]大隈[illegible]訓
練隊[illegible]率[illegible]日本[illegible]士[illegible]之[illegible]仲心[illegible]王宮[illegible]
[illegible]八[illegible]王妃[illegible]殺[illegible]我[illegible]
[illegible]伊藤[illegible]報[illegible]情[illegible]狼狽[illegible]
[illegible]日[illegible]陽[illegible]大隈[illegible]
[illegible]

[illegible]大同盟[illegible]戰爭[illegible]後果[illegible]如何

元治元年十月八日朝鮮王廷ヲ大事アリ國王ニ
又大院君我ノ孔德里ニ別墅雲峴宮ヨリ
訓練隊ヲ率シテ王城ニ入リ閔妃ヲ廢シ
為庶人國王ノ父和ヲ殺シ[illegible]班師和
王妃ヲ殺害洪淳薫亦害セラル此
我日本ノ守備兵ヲ流弾ニ斃シ些
三十名原弁ニ三浦公使以下書記官以下
國事柳[illegible]仁[illegible]等四百五十人皆関係ヲ大
事ヲ為ス事ヲ言ス 朝鮮 治官員退

大院君

日雲峴宮ヲ歸ス。

廿八年十月廿四日川村書記官

明治四十五年 台湾人張凱人ヲ殺害の報告ア
リ 雲峴宮ニ在ル人ハ張凱人ヲ殺害の報告ア
リ 上京台湾紙ニ出テ 三條総理
西郷陸軍大臣ニ対シ 山縣 西郷
平義ヲ以テ 百万銭ヲ 川村書記官
義軍ハ国家ニ 北京ニ 台湾
ニ 清国ヲ 台湾ニ
ヲ 軍艦ヲ
ヲ 時ニ

川村豆洲行（薩）
俚完ノ宅ニ送別
宴会ヲ開キ共時
模本ノ写合ニテ孫
原図幹ニ杯ヲ挙

川村豆洲ハ先ツ此ヲ以テ上坂シテ暫ク形
ヲ川村在京ニ留ル（西郷ト京坂ニ滞在ス）不日海路ヲ辿ルベシ
川村豆洲ハ去ル頃薩藩ニ於テ表用ニ英国ヨリ汽車数
部ヲ買入シ力ヲ流出セリ為ニ豆洲ハ大
久保ニ行ハルヲ止ル様ヲ伝ヘ呉レヨトコソ
ヲ柳原ニ
ヲ抑留シ呉レタリト大ニ怒リ川村豆
洲ヲ伏見ニ於テ殺害ス仁礼海軍ヲ
鹿児島ニ向フ後ヲ
川村鹿児島ニ行キ西郷ニ会シテ初日
ヲ府ヲ以テ解ス命令ヲ服セ
行ハレ

解ス〻ル物ヲ対シ同盟ヲ結ブヲ大
限ヲ要ス西郷ニ会シ曰ク汝
野ヲ西ニ対シ只ヲ奉シテ実利ヲ不保
理ヲ失フ我ハ使
遣ヲ韓使ノ内命ヲ
ヲ以テ談判ヲ外務卿
西郷ハ已ニ内命ヲ
西郷ハ我ヲ変ヲ説ヲ不肯
以テ別ヲ思ヒ黙ス
ヲ大久保ヲ
ヲ仁礼ヲ伝ヲ
大久保ハ西郷

既ニ朝鮮ニ行クヲ以テ斃ルベシト迄思ヒ決定
不同意せしも西郷も桐野別府を率ひて
使命を敢てせしに朝鮮へ向ひ行きし路害せらる
ゝなれハ之を待ちて征伐せよとて決定に豫め去
保ハ不同意ハ我を保護の心より左様に取計ひ
但し朝鮮の議ハ大久保ハ反対論主張
西郷方ハ無窮も大久保ハ大久保方の党に属し
ニ土佐方ソコデ西郷ハ一國を擔任す
如き事なくて不決の事ハ不又及ぶ沙月
引退せし大久保方の策にて出でたる方に在権

るべしと極めたりとて高崎西郷ハ大久保の
我を保護して非戦論を取るならんと申せ
しとぞ

右川村話し

二十八年十一月廿四日川村へ見舞し事件を
五月中西郷にて話しを語る事因より伊地知
陸奥山縣とも参議共同意之旨にて
與陸奥の別荘にし但し山縣ハ知らず
論者多く川村の議を取る事と上述
詳議ありし柳原軍艦の派遣せしを

十月八日ノ夜

外交上より見れば十年の後には大に信を
朝鮮に得る所ありしに因る法なし
し終に朝鮮に於て事件の起りしは
是れ日本政府の関係あるを疑はるゝ
のみならず遂に男子大なる失策なり
減日く朝鮮の王妃殺害の事は宣言なし難し
然れとも大院君の事ありし王妃は生存
居らば日本の公使も笑はるべし
川日く外国人を見て大院君と王妃
と殺害を遂げたるなり

大山との内話

井上大山を訪ひ曰く昨年来の征清の事は
馬関談判和談判にて折り松方伯は和議
判の全権を望んで一人として気所望ありし
故に伊藤一人を全権とするに宜しく決議
一致して松方を上一人に加へ二人にて決す
外にして事り其の文書来りし時初めて
承知せずし曰く十億の償金を要求
せんとの最初の計策ある然るに地にて計りしと
松方は伊藤と共に理を極めて求めたり
これを後に清より三億の償金を出さしめし

[illegible]